

平成 2 9 年 9 月 1 日

## アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年9月1日（金曜日）午後1時30分～午後2時47分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 案 件

- 1 市から提出された記録について
- 2 これまで提出された記録について
- 3 顧問弁護士の選定について
- 4 その他

### ○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

経済部長	堀内隆博	経済政策課長	工藤健志
経済部次長	横内信満	関係職員等	

### ○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山田達
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	石澤貴志
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	高木渉

**○丸野達夫委員長** お忙しいところ御苦労さまです。アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

出欠の確認ですが、全員出席しております。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用していただきますようお願いいたします。

市政記者の皆様には、委員配付の資料には非公表の部分も含まれておりますので、その取り扱いにも御協力、御配慮をお願いいたします。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますようお願いいたします。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧。こちらは、委員の方へのみ配付の資料です。あと、それに伴います関連資料。こちらも、委員の方へのみの配付です。

続きまして、顧問弁護士推薦一覧。こちらも、委員の方へのみの配付です。

最後に、平成 29 年度アウガ問題調査特別委員会法律顧問業務仕様書案。これは、傍聴の方にもお渡ししている資料です。

配付資料は以上でございます。御確認をお願いします。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり配付されていますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、案件に入っていきたいと思います。

案件の 1 「市から提出された記録について」を議題といたします。

平成 29 年 8 月 25 日に市から提出された青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書、株式会社 B S M モニタリング資料平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年度について質疑を行います。

なお、山脇智委員につきましては、質疑の通告を取り下げておりますので、本日は中村美津緒委員のみの質疑となります。

それでは、中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

市から提出された記録についてということで、経済部に質疑させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

本日は、御出席いただきましてまことにありがとうございます。第 3 回

定例会のさなか、お忙しいところありがとうございます。

まず、これまでの市側の答弁といたしまして、今回の事業は経済産業省のビル会社に対しての補助事業という側面があり、それに合わせて市が補助を出したということになっており、大枠は経済産業省の補助事業事務処理マニュアルに沿って処理されておりますと何度か答弁をいただきました。そして、きょう、その事務処理マニュアルを持ってきてくださっていると思います。まず、それを前提に経済部へ質疑させていただきたいと思います。

これまで多くの議員そして委員の質問に対して、実績報告書のお話が出てきます。3月29日、アウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、秋村委員への答弁でもありました。皆様にも配られております――まず、きょうは、ナンバリングがされておりますこちらの書類が皆様のお手元に配付されていると思います。それをもとに質疑させていただきますが、経済部とのやりとりは、その補助事業事務処理マニュアルによつての質疑とさせていただきます。

アウガ問題に関する調査特別委員会の議事録は、きょうは皆さん持ってきてはいないでしょうか。その52ページに、最終的に実績報告書の確認については、「タブレットにも入っていますよ」と呼ぶ者あり）さまざまな伝票等の証拠書類、領収書などの書類で確認し、その内容の的確性について判断するという流れになっておりますと。つまり、実績報告書の流れについて御答弁されております。これは、手元に資料がないのですが、平成29年第2回定例会の私の一般質問のときでもそうでした。市として、市に提出された書類、いわゆる実績報告書は、真正であることを前提として事務処理をしてきたところでありますと。つまり、今までいろいろな疑惑が生じてきましたけれども、疑義が残ったことがいろいろあるんですが。

**○丸野達夫委員長** 中村委員、ちょっとお待ちいただけますか。今、各委員が52ページを探せないでいますので。議事録の52ページだそうなので――よろしいですか。

それでは、中村委員、続けてお願いします。

**○中村美津緒委員** 申しわけございませんでした。

秋村委員への答弁で、最終的にはこの実績報告書が全てですというような、これを信用するしかない。一般質問の答弁でも、真正であることを前提として事務処理を進めてきたと。つまり、市側としては実績報告書のみで判断するしかなかった状況でありました。そして今回、8月25日に、この実績報告書を地方自治法第100条第1項を行使して市から提出していただいたわけでありますが、そこで質疑させていただきます。

まず、市側がビル会社からこの実績報告書を受け取った日付をお示しくください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市の補助事業の実績報告書を受け取った日という御質疑であります。これを市が受け取った日は、平成 25 年 3 月 28 日です。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。平成 25 年 3 月 28 日ということでした。

続きまして、それでは、市がこの実績報告書を受領した日、それはいつでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま申し上げましたとおり、市が報告書を収受した日が、平成 25 年 3 月 28 日です。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、ビル会社から市が受け取った日、ビル会社から提出された日が 3 月 28 日であり、受領した日も 3 月 28 日であるということがわかりました。

続きまして、市がこの実績報告書の内容を見まして、この交付決定をした——これは、500 万円を市が交付しておりますが、この交付を決定した日付をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 交付決定の日ということですのでよろしいですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）交付決定は、平成 24 年 7 月 24 日です。

以上です。

○丸野達夫委員長 平成 24 年ですか。

○堀内隆博経済部長 ただいま、交付決定の日ということでお伺いしていただいたので、（「ああ、なるほど」と呼ぶ者あり）平成 24 年 7 月 24 日です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、大変申しわけございませんでした。私の質疑が間違いました。

市がこの実績報告書の内容を認めまして、補助金の交付決定額を 500 万円と決めた日付です。交付決定額を決めた日付です。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 交付額の確定の日ということですのでよろしいですか。（「ああ、そうです、申しわけございません」と呼ぶ者あり）実績報告書の提出を受けまして、交付すべき補助金の額を確定した日につきましては、平成 25 年 3 月 28 日です。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。交付額を確定したのも、同日の3月28日とのことであります。

それでは、市がこの補助金を交付するに当たりまして、もうこの実績報告書は完璧なものだとして、この実績報告書を見て、ビル会社へ補助金の交付を決定した日を教えてください。（「さっき聞いたでしょう」と呼ぶ者あり）それは、交付の確定をした日が平成25年3月28日で、今度は交付を決定した日です。

○丸野達夫委員長 交付決定の日は平成24年7月24日という答弁がありました。

○中村美津緒委員 ごめんなさい、間違いました。交付じゃなくて、補助金の支出を決定した日です。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 補助金の支出を決定した日ということではありますが、市側の事務処理上の言葉でいいますと支出命令を行った日ということになりますが、平成25年5月17日です。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

5月17日に市がビル会社へ交付をする手続を踏んだわけではありますが、それでは最後に、補助金を支払った日、最終的にビル会社に支払った日をお示しください。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 補助金の支払い日ではありますが、平成25年5月30日です。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、先ほどの補助事業事務処理マニュアルには、使用目的、留意事項が1ページに記載されておりました。これは、経済部に改めてお話を通しております。皆さんのお手元の資料にはないんですが、その1ページにですね、時系列での資料整理、いつ行われたのか日付が確認できるようにしてくださいとありました。ところが、この実績報告書は、先日藤原委員からも御指摘がありましたが、日付がない文書が何通も存在しました。そうなりますと、これは、時系列では確認することはできないはずであります。いつ、誰が、どこで、どのように行ったのか、これもまた記載されておられません。

今まで、いろんな疑惑が生じてまいりました。今後、疑惑が生じないように、また誤解が生じることのないように、書類作成に当たりましては、そういった日付のないものに関しては、日付を記載して再提出を求めるように市側が指導していただきたいと要望したいと思いますが、この件に関して、市側の見解をお願いいたします。

**○丸野達夫委員長** 経済部長。

**○堀内隆博経済部長** ただいまの中村委員からの御質疑につきまして、今、経済産業省の補助マニュアルの話が随分出てきましたけれども、今回のアウガに対する青森市「食」街道めぐり事業補助金については、市の補助金の交付に関する規則、それから当該補助金の補助要綱によって処理されております。そして、市には経済産業省のようないわゆる詳細なマニュアルというものがありませんので、その要綱と規則に基づいて処理しているわけですが、今回は、より詳細に定められていた経済産業省のマニュアルに――たまたま国の補助も受けて行う事業と同時に行うもので、同一のものに補助を出しているという関係上、おおむねマニュアルに沿った形で処理されておりましたので、マニュアルに沿って事務処理されたことをもって、適切に処理されたものとみなしてきたものです。

ただ、市においても、いわゆる適正な事務を進める上で、今後そういった――全庁的に適用できるようなマニュアルというものは、関係部署とも十分相談しながらやらなければいけないし、補助金もさまざまありまして、それこそ事業の完了をもって申請の要件が成立するという補助金も中にはありますので、今後、補助金全体を担当するような部署と協議しまして、より適正に事務が行われるような方法をとりたいと考えております。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ありがとうございます。

平成 25 年 3 月 28 日付でビル会社から実績報告書が提出されて受領し、同日に交付額が決定したわけであります。そして、約 2 カ月後の 5 月 17 日に、それではこの実績報告書の内容でよしということで、5 月 30 日に送金したわけですが、まず、3 月 28 日の段階で、ビル会社が提出した実績報告書に不足分の書類等があったものでしょうか。

**○丸野達夫委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 市の補助事業に関して、提出する書類というものは定められておりますが、市の独自の定めによりますと、ここまで詳細な実績報告書ということにはならないのが通常です。今回は、国の補助もあったということで、これだけ詳細な資料が上がってきているわけですがけれども、当時、私も直接担当していないものですから、その時点で不足した資料があったか

どうかまでは、今この場ではわかりません。

以上です。

**○丸野達夫委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** ありがとうございます。まあ、でも本当に実際そうだと思います。

しかしながら、この実績報告書のみでしか市側は今まで判断せざるを得なかったと、この実績報告書が全てですというように答弁してきました。見積もりが適正に行われていたのか、見積書に記載されている工事が適正にされていたのか、この実績報告書の中で判断するしかない。この実績報告書によれば、見積もりをとったことになっている、そして工事をされたことになっている、施工後の写真も添付してあることから、これで判断するしかないというお話でありました。

そこで、私が8月25日にこの実績報告書を見させていただいて、気になっていた点、疑義が生じていた点を一つでも多くなくしたいことがありましたので、皆様のお手元に配られておりますこのナンバリングをしている書類から質疑をさせていただきたいと思います。

ちょっと、どうしても時系列的につじつまが合わないところがありますので、このナンバリングの資料は、実績報告書に添付されております書類を時系列に並べさせていただきました。

まず、1ページの「地階『あおもり食街道』戦略補助金 ソフト事業（仕様書）」ですが、こちらの日付が、2012年1月9日というように記載されております。市側としては、国の補助事業の事務処理マニュアルのように詳細なものではなくても、受け取る分にはいいという話でありましたが、どうしてもこの2012年1月9日の日付では、私はどうもつじつまが合わないと思うんですが、まず、この日付はまずちょっと大きな誤りではないかなと思いました。

経済部長、この2012年1月9日の日付は、ちょっと不自然ではありませんか。

**○丸野達夫委員長** 中村委員、なぜ1月9日だったら不自然なんですか。

**○中村美津緒委員** 先般も皆様にお話をいたしました。初めて鹿内前青森市長がこの補助事業の交付を決めて、定例記者会見で初めて公にしたのが、平成24年2月17日のことです。2012年2月17日なんですが、2012年1月9日ということは、これはもう1カ月以上も前にこの「あおもり食街道」戦略補助金のソフト事業の仕様書ができ上がっているということで、また、これをもとにソフト事業の見積もり依頼をかけるということが、ちょっとつじつまが合わないのかな、日付が間違っているのではないかな、これは市は気がつかなかったのかという質疑です。

**○丸野達夫委員長** 経済部長。



**○堀内隆博経済部長** 余り憶測で物を言いたくないんですけども、今、私どもが把握しているさまざまな日付の中で、国の戦略事業補助金の公募が始まったのは――公募申請したのは平成 24 年 2 月 23 日ですけども、公募が始まったのは、それより当然前です。それに応募するということで準備されたはずですが、ですからここは、「『あおもり食街道』戦略補助金 ソフト事業」というタイトルです。市の補助金は、戦略補助金じゃないはずでしたので、正式名称として――青森市の補助金の名称が、青森市「食」街道めぐり事業補助金です。そして、国の補助金の名称が、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金です。それで、これは国にも申請されていて、市の補助金も申請したということで、今、御指摘のページの書類のタイトルが戦略事業のもので、その辺は矛盾はないのではないかと。国に対しては、2 月に既に公募申請していますから、それ以前に準備がされているということですので、市が公表した 2 月 17 日以前だからといって矛盾ということではないように思いますが、ただ、これは私が現時点でそう思うということで、実際の実態がどうだったかというところまでは、当然にして過去の何年も前の話ですのでわかりませんが、そのように書類を見た限りでは思います。

**○丸野達夫委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 御答弁ありがとうございました。

私がここで言いたいのは、つまり 2012 年 1 月 9 日――この実績報告書で補助を出したわけですから、やはりちゃんとチェックすべきだったと思うんですね。真ん中あたりに、「対象飲食店 地階『あおもり食街道』内 5 店舗」云々と書いているところがあります。そこに、1 階リアンという名前も記載されております。この 2012 年 1 月 9 日の段階では、お店のリアンという名前もまだ未定だったはずであります。ということは、日付が間違っているのか、後日つくられた書類が日付を前にさかのぼって作成されていたのかわかりませんが、こういったところが、もうちょっと市側としてチェックすべきだったのではないかと感じております。もう一度言います。2012 年 1 月 9 日の段階で、1 階のリアンという名前はまだなかったはずであります。これがまず、私の気になった指摘事項でした。

**○丸野達夫委員長** リアンは、いつオープンされたのですか。

**○中村美津緒委員** リアンは、平成 24 年 7 月 28 日にオープンしました。

ということで、時系列にいきますと、2012 年 1 月 9 日がこの実績報告書で一番最初に記載されていた日付でした。

続きまして、2 ページ目をごらんください。左上に、2013 年 4 月 8 日 15 時 12 分ということで、ファックスの送受信がされております。そして 2 枚目、ページでは 3 ページです。ソフト事業を受注した方が、2013 年 4 月 8 日に見積書と請求書を送っているのが添付されております。

私がここで言いたいのは、先ほど経済部長がおっしゃいましたが、5月17日にこの実績報告書が全てよしとなって支出命令をしたということですので、その間に不足分の書類が出てきたことで、この補助事業に係るソフト事業を低落札したと思われる業者が請求書と見積書を送ったものがこの実績報告書に添付されたんだと思います。まあ、これはあくまでも憶測ですけども。これは、市側が受け取った段階で公文書だとお聞きいたしました。公文書であれば、ファックスの送受信の書類を添付するのではなくて、後ほどちゃんと複写をいただいて、一緒に添付すべきではなかったのかなと考えております。まあこれは、ファックスの文書を一緒に添付するのはいかなものかなという私からの指摘事項でありました。

これについて、経済部長の御答弁お願いいたします。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 今、御指摘をいただきましたが、ファックスで送信された文書でなくて、ファックスでない写しをとというお話でしたが、それについては、とりあえず今、市の中で明確な基準、規定がありませんので、要するに複写ということでは、ファックスであってもコピーであっても同様ですので、その辺のところは、文書を管理する担当部署と今後話をしてみたいと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

私は、ファックスで送られてきたものが公文書としてつづつてあるのがちょっと失礼だなと思ったんですが、そうでもないということを今初めて理解いたしました。これは、私のちょっと勉強不足で申しわけありませんでした。

続きまして、4ページから14ページまでありますが、これは、皆さんも御存じのとおり、国そして市から補助金を得て行った今回の事業の競争見積もりを提出した2社から2件、工事にして4件分の見積書が添付されております。こちら皆さんのお手元に資料を配っておりますが、この上のほうのファックスの送受信の欄をごらんください。こちらは、ちょっと私は不自然だなと思ったんですが、2013年5月23日に立て続けに、競争見積もりをした業者の4件分の工事の見積書が青森駅前再開発ビル株式会社から送られたと。これも、ファックスの送受信の文書がこの実績報告書に添付されていたんですが、経済部長、この017-734-5126の番号はどちらのファックス番号か、ぴんとくるものありますか。

○丸野達夫委員長 経済部長、わかりますか。

○堀内隆博経済部長 ちょっと、ファックス番号まではちょっと。

○丸野達夫委員長　そうですね——中村委員。

○中村美津緒委員　これは、私が調べましたら、経済部の受信先でした。つまりこれは、青森駅前再開発ビル株式会社から経済部へ、5月23日午後6時に約十数枚のこのファクスが送られておりました。先ほど経済部長は、5月17日にはもう支出命令をしましたと。もうこれは完璧な書類だ——見積もり依頼における仕様書について、見積もり業者を集め、某建築設計事務所が各業者を集めて見積書を作成してもらって、競争見積もりをしたという見積書も添付されておりました。これは、先ほどの経済産業省の事務処理マニュアルどおり、いつ、誰が見積もり依頼を行ったのか、どのように行ったのか、そして見積もりした業者は誰なのか、そして請求書、支払い明細書が時系列に並んでおり、本当にマニュアルに沿った報告書ではありましたが、ただ、5月17日に1回締めたのにもかかわらず、5月23日にビル会社から経済部へこのファクスが送られて、その送られたファクスがこの実績報告書にとじられているというのが、どうも不自然でなりません。経済部長の見解をお示してください。

○丸野達夫委員長　経済部長。

○堀内隆博経済部長　ただいま、支出命令以降に送付された文書が報告書にとじられているということが不自然だというお話でありました。

先ほども申しましたが、いわゆる実績報告書の書類について市として定めがあるのは、補助金の交付要綱上、収支計算書、補助対象経費の支払いを明らかにする書類、補助事業の成果を証する書類、その他市長が必要と認める書類ということになっております。それと、補助金の交付に関する規則における実績報告については、事業費精算書、事業実績効果報告書、その他市長が必要と認める書類という定めになっておりまして、先ほど言いましたように、国のように詳細なマニュアルというものが市の場合はそろっておりません。ですから、この中で慣例的に必要な書類というものを、この範囲内でそろえて支出命令して、その支出命令を会計機関が審査して、最終的に支払いをするということになっております。

したがって、これらの要綱と規則に定める範囲内において、担当部署が適切と判断した資料をもって支出命令をした後に、会計機関がその審査の過程でよりきちんと説明できる資料があったほうがいと判断した場合には、その資料を求める場合があります。したがって、支出命令をした後に、そういった会計機関の審査の過程で徴された資料だと思いますが、本来、相手方から最初に提出されて、補助金の額を確定するまでの間に提出されたものが本来の報告書であるのだとすれば、これらの支出命令後に送付された資料については、ここにつづり込むのではなく、別資料として管理することが適切だったかもしれません。その辺については、当時の担当部署と会計課が

実際にどういうやりとりをしていたか私はわかりませんので、これも済みません、私の今の現時点での判断ということで、実際にそうだったかどうかということについては、わかりませんというお答えにさせていただきたいと思えます。

○丸野達夫委員長 でも、通常、会計の支払いが行われるときは、そのように処理が行われるということなんでしょう。

○堀内隆博経済部長 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 まあ、私はちょっと納得いかない部分が多数ありましたので、今後も引き続きこの件に関しては調査してまいりたいというように、個人的にはそう思いました。

まず、市側から平成29年8月25日に提出されたこの実績報告書について、経済部に対しての質疑は以上でございます。あとは、いろいろな多方面から提出されたものについての質疑は、改めてさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 これにて質疑を終了します。

理事者は、退席していただいて結構です。

〔理事者退席〕

○丸野達夫委員長 案件の1をこれにて終わります。

案件の2「これまで提出された記録について」を議題といたします。

アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧のとおり、これまで13件の記録が提出されており、委員の皆さんは、随時記録の閲覧を行ったことと思えます。

記録を閲覧した結果、新たに問題のある事実等が明らかになった事項や疑義のある事項などありましたら、御発言願いたいと思えます。

何かありますでしょうか――ありませんか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 皆様のお手元に配られております記録提出状況一覧の中の25番、株式会社BSMモニタリング資料平成23年度・平成24年度・平成25年度、こちらを8月25日に閲覧させていただきましたが、これはかなりのボリュームでありまして、これはちょっと時間をかなり要することから、この状況の報告についてはいましばらくの時間を要したいと思えます。まずこれが1点目でありました。

次に、10番から22番目まで――ここで社名は出して構わないんでしょうか。

○丸野達夫委員長 これは構わないです。

○中村美津緒委員 有限会社沼田建設代表取締役沼田智光様から提出していただきました件に関しまして、13件の資料を要求いたしました。その中で、

6件がまず存在しないということでしたが、これは主に見積書でありました。そして、これは有限会社沼田建設様が青森駅前再開発ビル株式会社に出した書類もありますことから、やはりビル会社からもこの書類をいただかないと中身がわからないというものもありました。

また、契約書に関しましては、本来、原本の提出ということですが、その写しのみの提出もありましたことから、これもなぜ写しなのかということも含めて、今後調査していかなければいけないと考えております。

まず、今の段階で私からは以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ほかにありますか。はい、仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 今、中村委員も言ったんですけれども、私もこの中で、見積書の控えが存在しないというもの、それから写しの提出で原本が提出されていないところをちょっと指摘したいと思います。それは、15番の「りんご箱」の新設工事の工事請負契約書ですが、これは写しの提出です。なぜ原本が提出されないのかという疑問と、それから16番の見積書の控えが存在しないということで、なぜその見積書の控えが存在しないのかということなことがですね、ちょっとこの記録を見て疑問に思ったところです。

**○丸野達夫委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 仲谷委員とちょっと似ているんですが、この存在しないということは、これはどんなものですか。余り一般的じゃないといえますか——その業界の中ではよくあることなんだよということなんですか。その辺、どんなものなんですか。

**○丸野達夫委員長** 私が答えるのもちょっと変ですが、きょう配られた資料の11番に関しては、恐らくこういうやりとりはするんですが、ビル会社が持っているものと思います。通常は、その工事の現場に行き行って記入して相手方に提出する資料ですので、これを沼田建設が持っていなかったとしても、さほど問題ではないのかなと個人的には思います。ただ、あと見積書がなくなることがあるかないかということになると、ちょっとそれは会社の管理の問題なので、そこに関しては私はわかりませんが、11番に関しては、なくてもありなのかなというようには思います。ビジネス上の話ですけどね。

はい、秋村委員。

**○秋村光男委員** 今、委員長からお話をいただきましたが、つくらなくても不自然ではないということじゃなくて、つくるんだけど、管理不行き届きといいますか、そういうことによって確認できないということとは別ですよ。つくらないということと、管理が不行き届きなことでは。

**○丸野達夫委員長** 11番に限っては、多分つくったと思うんですよ。つくったとしても、この会社が持っていないケースはあるでしょうと。相手方に渡

してしまっているのです。

はい、秋村委員。

**○秋村光男委員** そうすれば、例えば 16 番とか 18 番とか 20 番とかの不存在というのは、もともとつくっていないということでも通用するのか、つくったけれどもどこに行ったかわからなくなったということなのか、どちらというように解釈すればいいんでしょうか。

**○丸野達夫委員長** それは先方に聞かないとだめなので、まあ、照会をかけて聞くということもできますけれども。

はい、藤原委員。

**○藤原浩平委員** いずれにしても、これは見積書に限って不存在というのがいかに不自然で、それで、契約書のほうはあるわけでしょう。そこに書いてある金額がどういう根拠で打ち出されたのかというのは、見積書で裏打ちされるはずのものなのに、それが無いということは、その契約書に書かれている金額も、どうもその信用性の問題で非常に疑問が残るというように私は思いました。

**○丸野達夫委員長** 里村委員。

**○里村誠悦委員** 私も、見積もりの中に、一式幾らと書くんですけれども、その後に、椅子が 1 個幾らとか、机が幾ら、それから線が何メートルとか、配管であれば管が何メートルで曲がり幾つ、それから取り付け金具とか、そういうものがいっぱい出てくるんですけれども、そういうものがまず見当たらない。ですから、もし民間でそういうものが出されれば、ちょっと拒否しますよ。だから、そういうことが役所の中できちっと行われていたのかというのは、本当にもう 1 回、あればちゃんと見積もりを見てみたいなど。

**○丸野達夫委員長** 要は、工事請負契約書に内訳書がついていないのが不自然だということですよ。

はい、木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 今、委員長が言ったみたいに、工事請負契約書の内訳書がちょっと見当たらない。これはどういうことなのかなと私も疑問に思っていますので、こういったものがなくて、先ほど藤原委員も言いましたけれども、見積もりがないのに金額が出ていると。ちょっと中身が軽過ぎるのではないか、雑だといえ言葉がちょっとあれですけれども、ちょっと変だなと思います。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

済みません、今、せつかくですので、沼田建設から出た資料だけをまず議論したいと思いますので、沼田建設のものでお気づきになった点はありますか。はい、山脇委員。

**○山脇智委員** 沼田建設から出されている工事請負契約書の中で、スイーツ

コーナーの契約書に関して、たしか契約日が市の実績報告書と違う——食街道でしたか、どっちだったか、「スイーツコーナーです」と呼ぶ者あり）スイーツコーナーですよね。要は、原本の契約書が提出されて、実績報告書に写しの契約書が添付されていて、全く同じものでなければならぬにもかかわらず、その契約日が違うというのは、これはどこかで書類がつくり変えられているというか、操作されているということなので、その部分に関してはやはり、なぜそういう同じ書類であるにもかかわらず契約日が異なるのかということとは、ちょっと調べていかないといけないと思っています。

**○丸野達夫委員長** そうですね。私も確認しましたがけれども、ビル会社から市に提出された契約書の契約日は平成 24 年 7 月 25 日、そして沼田建設から出された原本は平成 24 年 6 月 27 日で、全く違う日付になっていました。さらに、同じ契約書のはずなのに、工期まで違ったはずだったと思います。そのことについては、やはり調査を続行していく必要はあろうかと思えます。同じ契約書なのに、ビル会社から市に出たものと建設会社から出たものが違うという。でも、どちらもたしか収入印紙が押されていましたね。まあ、会社から出たのはコピーですので、原本ではありませんので、改ざんしようと思えばできるのかもしれないですけども。

ほかにありますか——沼田建設に関しての分です。はい、中村委員。

**○中村美津緒委員** 先ほど山脇委員から、スイーツコーナー、いわゆる補助事業でありましたが、2つの異なる契約書が出てきたということでした。そうすると、市側に提出された実績報告書の中に、補助事業の実施期間、工期、工程表、そして工事写真帳に記載されている着工日、工期が全て、市側に出された実績報告書と有限会社沼田建設様が出してきた契約書が全部異なるということがわかったことでした。

なぜこれを求めたかといいますと、これは補助金事業ですので、事前着工の疑いがあるということで、それを立証するために出していただいたわけですが、沼田建設様から出していただいた工事請負契約書だけを見ると、これは事前着工が明らかに濃くなってきたというようなことでした。

そして、もう1つ、同じ補助金事業の「食」街道めぐり事業であります。これは、なぜかこの契約書だけに見積書、内訳書が添付されていたんですが、それも、市に出されている見積書と有限会社沼田建設様が出してきた見積書の内訳が異なると。これも、ちょっと疑義が残った、新しく疑義が生じたことでした。

この沼田建設様から出していただいて私が新たに生じた疑義は、以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、赤木委員。

**○赤木長義委員** この間、書類を確認したときに話したとおりで、契約の内

訳がないということは多分皆さんが共通認識した点なので、そこは、見積もりが無いのは百歩譲ったとしても、契約内訳がないというのはちょっと理解ができないので、ただ、沼田建設から出ているものとビル会社側が持っているものとのやはり照らし合わせを――契約書は甲乙にあるはずですから、それをしなければ何ともいえないのかなというところなんですよね。ただ一方だけのものを見てああだこうだというよりも、同じものを甲側から出してもらって、それと同じ照らし合わせをした上でどうなんだという判断をしなければいけないかなと思いました。

**○丸野達夫委員長** 済みません、赤木委員、照らし合わせているんですよ。補助金交付申請の実績報告書の閲覧のときにもうしているんで、それでビル会社の資料と沼田建設から出てきた資料が違うよねという話になっているので、そこはもう照らし合わせているんですよ。だから、甲が出してきた資料と乙が出してきた資料が違うというのは、本来、契約上あり得ないよねという話なんです。

**○赤木長義委員** だから、あくまでも甲が出してきたものが補助金の対応になるわけでしょう。乙が出したものは、別に補助金の対応になるわけではないですよ。要は、基本的には甲が申請するわけですよ。

**○丸野達夫委員長** そうですね、甲ですね。

**○赤木長義委員** だから、何で乙と違うものを使って甲が出したのかという形で問題が出てくるということになるわけですよ。補助金の問題になると。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だから、乙がどういう契約であろうと、甲が何でそういう契約なのかというところに問題が出てくるんだと思います。そういうことですよ。

**○丸野達夫委員長** まあ、でも双方がなぜ交わしたのかということがあるでしょうけれども。

ほかにありますか――なければ、この問題の解決に当たるために、ただいま皆さんから出た意見をもとに沼田建設に照会をかけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** その項目は、後ほど事務局でまとめて、次の委員会まで――ちょっと一任いただけますか。まとめる時間もください。それをまとめ次第、皆さんにお見せして、先方に照会をかけていきたいと思えます。

よろしいでしょうか、その取り扱いで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、記録提出状況一覧のうち、23番、24番、25番について、皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

23番、24番、25番というのは、青森市から出た「食」街道めぐりの実績報



告書や、B S Mのモニタリングの資料のことですが、先ほど中村委員から、B S Mに関してはもうちょっと待ってほしいということですので、23番、24番を中心にお気づきの点がありましたら――ありませんか。はい、じゃあ中村委員。

**○中村美津緒委員** これは、委員の皆様に対して、私からのちょっと要望でもあります。株式会社B S M様からのこの書類は、中身が結構濃いものでありまして、今までの委員会でもさんざん議論されたことが結構細かく記載されています。ただ、これを写すとなると、非常に手間暇がかかるものでありました。私と山脇委員で、1時間ぐらいで心が折れてしまった状況でしたので、ちょっと皆様の力もお借りしながら、必要なところを写すお手伝いをいただければなという要望です。結構、本当に内容の濃いものが出されておりますので。

以上です。

**○丸野達夫委員長** 要望ですね。

ほかにありませんか。はい、山脇委員。

**○山脇智委員** 食街道めぐりのソフト事業の部分で、地下の食街道をめぐったスタンプラリーで応募した方に商品券なり八甲田牛なりが当選するという事業が行われているんですけれども、まず、当選者人数に対して発送分が満員でないのはなぜかというところがまず1つ疑問にあるのと、あと、ぱっと見ただけでも、ビル会社の関係者ですとか地下の関係者の当選者が多数見受けられるという部分も、普通に考えると私は疑問に思う部分ですので、ちょっと指摘しておきたいと思います。

あと、全く同じ商品に同一人物が重複して当選していたり、家族で当選している。こういうことも、普通に抽選しているということを考えれば、私はおかしいんじゃないかと思いました。

**○丸野達夫委員長** まあ、ただいまの山脇委員の指摘はごもっともなんですけど、照会する先がないものですから、指摘事項として、調査結果の報告の中で、こういう部分があっっておかしかったよということの記録としてとどめたいと思いますが、いかがですか。

〔「はい」「照会しようがないもんな」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 照会しようがないので、我々の調査の結果、このようなおかしい部分があったということを報告書の中でまとめる形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは次に、26番、27番、28番、カクヒロ船場様から提出された資料をもとに話を進めたいと思いますが、御意見ある方おられますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 提出期限が平成 29 年 9 月 4 日まででしたが、株式会社カクヒロ船場様に、請負代金 14,800,000 万円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る見積書、工事請負契約書、そして工程表、この 3 つの記録提出を求めたものでありますが、昨日夜届いたということで、私はきょうの午前中に中身を見させていただきました。そこで新たにわかったことを、皆様に伝えさせていただきます。

先ほどの補助事業に係るスイーツコーナー工事は、沼田建設様からいただいた工事請負契約書だけを見ると、事前着工の疑いが濃くなったということでしたが、カクヒロ船場様からいただきました工程表でも、平成 24 年 7 月 2 日から着工になっているということがわかりました。カクヒロ船場様と有限会社沼田建設様で注文書を交わしておりますが、この工期も平成 24 年 7 月 2 日から平成 24 年 7 月 27 日の工期になっております。ここから、事前着工が確実に立証されたのではないかなと私は考えております。

さらに、株式会社カクヒロ船場様が作成した見積書ですが、先ほど皆様が御指摘したように、有限会社沼田建設様が提出した見積書は一式、一式で、かなり大きっぱな見積もりだったと記憶されていると思います。ところが、株式会社カクヒロ船場様が市に提出した見積書は、ものすごく詳細に見積が添付されております。ここから、まず 1 つ、金額が大きくかけ離れているということがわかりました。全て、このカクヒロ船場様が下請として受注したというように伺っておりましたが、有限会社沼田建設様がビル会社へ提出した見積もりと株式会社カクヒロ船場様が有限会社沼田建設様へ出した見積書の差額がものすごく離れていたことに関して、私はびっくりいたしました。

それで、地下 1 階のヤマト運輸の新装工事、区画工事は、840 万円の工事でありました。これは、どう見ても 15 坪で 840 万円は高いだろうと、皆さん誰もがそう思ったはずです。ましてやここも、スプリンクラー工事がされたかどうか焦点になりました。今、金額を申し上げますが、カクヒロ船場様が本当にきめ細かく詳細に見積もりをした金額で、本当に、かなりの個数、数量、メーター数が記載されております。見積書はもうこの 10 倍ぐらいにもなっております。1 つの区画です。金額もですね、335 万 9000 円、ヤマト運輸の区画の工事です。そして、これは皆様も記憶に新しいと思うんですが、ヤマト運輸様は、ビル会社に 300 万円の内装工事費を支払っております。ということは、ほぼこれに近い金額ですので、これは私はほぼ間違いのない金額だと思っております。そしてもう 1 つ、スプリンクラー工事をしたかどうかの疑惑が残っておりました。この見積書には、スプリンクラーの詳細はありませんでした。

続きまして、スイーツコーナーです。スイーツコーナーで有限会社沼田建設様がビル会社へ出した金額は、720 万円です。また、カクヒロ船場様が有限

会社沼田建設様に出した見積もり金額は、302万1885円です。それで、これはスプリンクラー工事が確かに行われました。行われたことによりまして、これはもちろん消防署にも届け出を出しておりました。消防署への届けで出されていた個数と、カクヒロ船場様が記載していた見積もりの個数、型番もしっかり合っております。なので、こちらはかなり詳細に近いものだと、私はそう受け入れました。

続きまして、1階ガールフレンドです。スイーツコーナーの隣です。こちらは、皆様も一緒に現場を見に行ったときに、いろんなガラス張りが施されていたところで、結構内装費がかかったところだと思われまます。こちらのかかった費用が、カクヒロ船場様の見積もりは約660万で、有限会社沼田建設様がビル会社に出した金額は882万円となっております。

今後皆様も、カクヒロ船場様の見積書、工事請負契約書、まあ、これは注文書ですが、あと工程表ですね——もともと私は、工程表は大分前から手に入っておりますので、ほぼ100%間違いありません。平成24年7月2日から入りまして、平成24年7月28日にはオープンするような工程表になっております。そして、地下1階、1階のスイーツコーナー、そしてガールフレンドと、ちょうど順繰り来るような工程が組まれております。ということは、3つ同時に工事されたということが明確でありまして、これもさらにですね、残った疑惑を一つずつなくすために、沼田建設様にこういったところの突き合わせや、新たに生じたのではないのでしょうかというようなことで、皆様にもう一度、このカクヒロ船場様が出された3つの書類の検閲をしていただきたいと考えております。

以上のことから、まず事前着工が明確になったということ、スプリンクラー工事が確実にされていないということが明確になったということ、まずこの2つが、私は疑義が一つずつなくなったのではないかなと思っております。

以上です。

**○丸野達夫委員長** ただいまのカクヒロ船場様からの書類提出が昨夜でしたので、まだ閲覧していない委員のほうが多いと思います。後ほど、希望がある方はごらんになっていただいて、今の中村委員の発言が正しかったかどうか確認しながら閲覧していただきたいと思います。

なので、今ここではその取り扱いを一旦せずに、次の委員会で諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** ほかに、この今までの13件の記録の提出について、総括して何か御意見ありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** なければ、案件の2を閉じさせていただきます。

引き続きまして、案件の3「顧問弁護士の選定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 案件3「顧問弁護士の選定について」です。

8月25日開催の本委員会におきまして、顧問弁護士を選定していくことが確認されまして、8月30日までに各会派から推薦する弁護士を御提出いただきましたところ、お手元に配付の顧問弁護士推薦一覧のとおり、新政無所属の会派及び自由民主党会派から1名ずつ、計2名の推薦があったところです。

御推薦いただきました2名の弁護士に、事務局から見積書及び経歴書等業務実績のわかる書類の提出を依頼して選定作業を進めてよろしいかどうか、御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありましたとおり、2会派から2名の弁護士の推薦がありました。

この2名から、見積書や経歴書等業務実績のわかる書類を提出していただきまして、次回の委員会でその内容を確認し、協議の上、顧問弁護士を1名選定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、赤木委員。

**○赤木長義委員** この仕様書に基づいてつくるということでいいんですよね。この仕様書で相手の弁護士に出すということですよ。

**○丸野達夫委員長** そうですね。一応、事務局からお願いします。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 赤木委員がおっしゃっているとおり、仕様書に基づいて見積書を提出していただく方向で考えております。

**○丸野達夫委員長** きょう、皆様からの了承が得られれば、この「(案)」がとれて、これが仕様書になっていきますので。

はい、赤木委員。

**○赤木長義委員** そうであれば、その他のところに、できれば追加をしていただきたい項目があります。

どういうことかという、どちらの弁護士も、例えば今いろいろと訴えとか、告発の話とかが違うところであるので、出ていると思います。全部の問題に、アウガの問題にかかわる。ですから、そういうところにかかわっていると、逆に利益が相反するとかいろいろ出てくると思うので、中立的な立場できちっとやれる弁護士を選ぶためにも、要はこのアウガ問題に、いろいろなところにかかわっている弁護士はだめだよというような項目を入れてもらわないと。要は、ある一方側にかかわっている弁護士がついていてやっているのあれば、その方向に誘導するようなことを——やるかどうかわかりませ

んけどね、そういうことがあるので、やはりあくまでも中立な弁護士になるような、他のアウガ問題に法律的にかかわっていないというような項目を1項目私は入れるべきだと、そういうことでお願いしたいなど。あくまでも中立な立場で見てもらうような。

○丸野達夫委員長 弁護士は中立であることを求められているので、それを書くということは、弁護士に対して失礼ですよ。

○赤木長義委員 いや、それでも、そこは私は入れてもらったほうが——利益相反になるような項目を扱っている人がいた場合、やはりそこはちょっと、非常に問題があるような形が出てくるんじゃないかなと私は思うんですけどね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 済みません、非常に知識不足で大変申しわけないんですが、なぜ中立——中立ということは、私たちが追及する側と、有限会社沼田建設様、そしてこれから疑義が生じることに對して中立でなければいけないのか、そこがちょっと、ごめんなさい、理解に苦しむというか。

○丸野達夫委員長 どちらもおかしいと思うけれども。

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 いや、だから、違う項目というか、例えばアウガの問題にある項目でいろいろかかわっている弁護士があったとする。そういう人が、この今回の我々のほうにかかわるということは、そのかかわっているほうの弁護士であればですね、その項目に不利になるような形の調査の仕方はしないという可能性だってあるわけですよ。だから、そういった形の弁護士ではなくて、やはり全然アウガ問題にかかわりのない弁護士を選ぶべきじゃないかということで、言っているわけです。

○丸野達夫委員長 弁護士の本来の職務というものは、クライアントの利益を守ることでありますので、利益相反が生じるということは本来あり得ないし、弁護士法でそれは定められておりますので、弁護士に対して、私はそれはやはり失礼だと思います。

○赤木長義委員 まあ、一応そういうこともあるのかということ、私も弁護士に確認をいろいろとしたものですから、それで、そうならないほうがいいよというアドバイスだったもので。

○丸野達夫委員長 口頭で確認する分にはいいですけども、文章に書いて、それを公式の資格を持った方にやるというのは、ちょっと。

○赤木長義委員 じゃあ、それであれば、議会としてそういう話にするのであれば……。まあ、だから、できればそういったところも配慮しながらやっていただければと思います。

終わります。

**○丸野達夫委員長** 私も、多少なりとも法を学んできたつもりですがけれども、ちょっとそういう失礼なことは、弁護士にはできないですね。（「委員長」と呼ぶ者あり）はい、事務局どうぞ。

**○八木澤透議会事務局次長** 今、委員長がおっしゃったことですが、日本弁護士連合会で弁護士職務基本規程というものが定まっております、ここで明確に、依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件は受けてはいけないことになっておりますので、それを書くか——書かなくても守ってくれるはずなんですけれども、書くか書かないかという問題だけの話で、弁護士はやらないから……。

**○丸野達夫委員長** だから、普通はやらないし、それをやれば弁護士資格が剥奪されるのに、わかっていてあえてそのことをこちらが書いて指摘するという失礼を、私はしたくないという意味のことを言っているんです。

まあ、どうしてもやれといえ、皆さんがどうしても書けというんなら、私はそれに同意いたしますけれども、「要らないと思います」「かえってまずくないか」と呼ぶ者あり）はい。専門家に対して失礼だと思います。

はい、木戸委員。

**○木戸喜美男委員** こちらでお願いしていながら、そうやって何かこう勘ぐってやってお願いするというのは、私はちょっと。

**○丸野達夫委員長** だから私も、弁護士法に違反するようなことは弁護士もするわけがないし、もしするのであれば資格剥奪になりますから、そのことをあえて委員会として申し添えるというのは、ちょっと失礼だと思いますよ。我々に対して、例えば、おまえは選挙違反しているのかと聞いているのと同じですので、それはちょっと、不正な献金をもらっているのかと聞かれているのと同じですよ。やはり、そこはすべきでないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」「そうです」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、仕様書は「(案)」をとって提出することによるのでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** はい、どうぞ、事務局。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 一応、念のため確認させていただきたいと思いますが、お手元にあります仕様書案なんですけれども、業務の目的等は記載のとおりですが、事務局として念のため確認したい事項が——業務の内容として3点掲げました。1つが、調査に係る諸問題についての法律相談、2つ目として、証人喚問における会議への出席と会議での助言、3つ目として、調査に必要な文書の作成、この3点を業務内容として、契約期間は契約締結日から年度末である平成30年3月31日までという形の仕様書に基づいて、

見積書の提出を依頼する形でよろしいか、念のため再度御確認をお願いいたします。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

法律顧問契約における仕様書につきましては、ただいまの事務局からの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、そのように決定いたします。

案件の3は、これにて終わりまたいと思います。

案件の4「その他」に入ります。

その他、皆様から御意見等ありますか。はい、山脇委員。

**○山脇智委員** 私は、きょうはちょっと100条調査の本を持ってきていないのであれなんですけど、本来、この100条調査で傍聴する方なんですけれども、たしか、調査する疑義に関して関係していると思われる方の傍聴に関しては、委員長がその都度判断して、傍聴しないようにもできるというような規定があって、まあ、前回のときに、ちょうど今回のこの疑惑を調査しているときの方——ちょっと名前は言う必要がないので言わないんですけども、その方がちょうど傍聴に来られたと思います。そういうときには、一応その傍聴を許可するのかどうかという判断も含めて考える必要があるのではないかと、いう部分で、仮に、例えばですけども、参考人招致などでほかの方もいる中での意見聴取とかとなると、威圧を与える危険があるからということでしたかさまざま定められていたと思うので、その辺はちょっと考えてほしいなと思っていました。

**○丸野達夫委員長** まあ、恐らく電話が鳴った方のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、その方は、平成24年当時のまさに調査しているときの役員でありますので、そういうこと等につきましても、証人喚問する際は配慮しながら、皆さんと御相談しながらその取り扱いを諮ってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、どうぞ、秋村委員。

**○秋村光男委員** 一般質問、予算特別委員会、決算特別委員会が開催されているこの期間でも、この100条委員会をやらなければならないというようなことが出てきますか。

**○丸野達夫委員長** 場合によってはそういう可能性もあるでしょうけれども、今のところ考えてはいないんですけども、本会議に中間報告をしなければならない関係があるため、中間報告書を作成するための委員会は、最低限1回は開かなければならないなとは思っています。

はい、秋村委員。

○秋村光男委員 その中間報告は、最終日に行うものですか。

○丸野達夫委員長 そうですね、はい。

○秋村光男委員 はい、承知しました。

○丸野達夫委員長 済みません、何が言いたかったんでしょうか。

要は、忙しくなるからちょっとやめてほしいということをお願いしたいんだと思うんですよ。そして、私もそのように配慮したいと思いますし、事件がない限り、変なことがない限りは開く予定はないんですが、最終日にどうしても中間報告書を提出しなければいけないという最低限のことがあるので、一日だけは勘弁してください。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 日程は早目に決められないんですか。

○丸野達夫委員長 今諮ります。ちょっと待ってください。

ほかに御意見ありますか——ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、中間報告の内容等を御協議いただくため、決算特別委員会の前日になりますが、9月19日午前10時からにしたいと思いますが、いかがでしょうか。大変申しわけございませんが、なかなか日程が……、（「9月19日ですか」と呼ぶ者あり）9月19日午前10時です。

実は、それ以外ということになると、事務局が報告書をまとめるマンパワーが今足りないものですから、非常に厳しい日程で、（「予算、決算特別委員会もまとめないとだめだしな」と呼ぶ者あり）はい。なので、皆様には貴重な時間を割いていただくことになるんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回開催は9月19日午前10時からとします。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（ 会 議 終 了 ）